

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年6月20日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県東広島市高屋町郷685-8

氏名 日鉄片倉鋼管(株) 広島工場

工場長 内田和宏

電話番号 082-434-1280

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2022年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日鉄片倉鋼管(株) 広島工場
事業場の所在地	広島県東広島市高屋町郷685-8
事業の種類	冷間仕上引抜鋼管製造業（金属製品製造業）
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2022. 4. 1～2023. 3. 31

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

**別紙8のとおり**

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

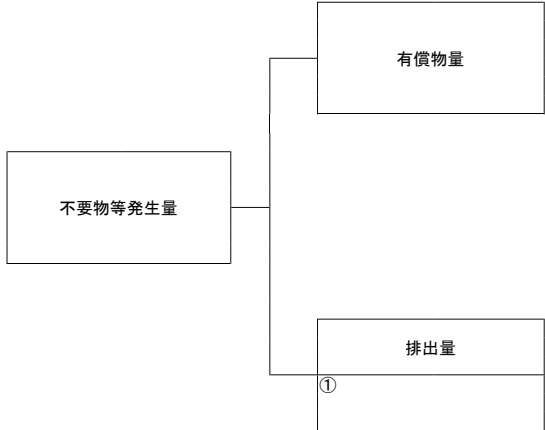
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
	前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

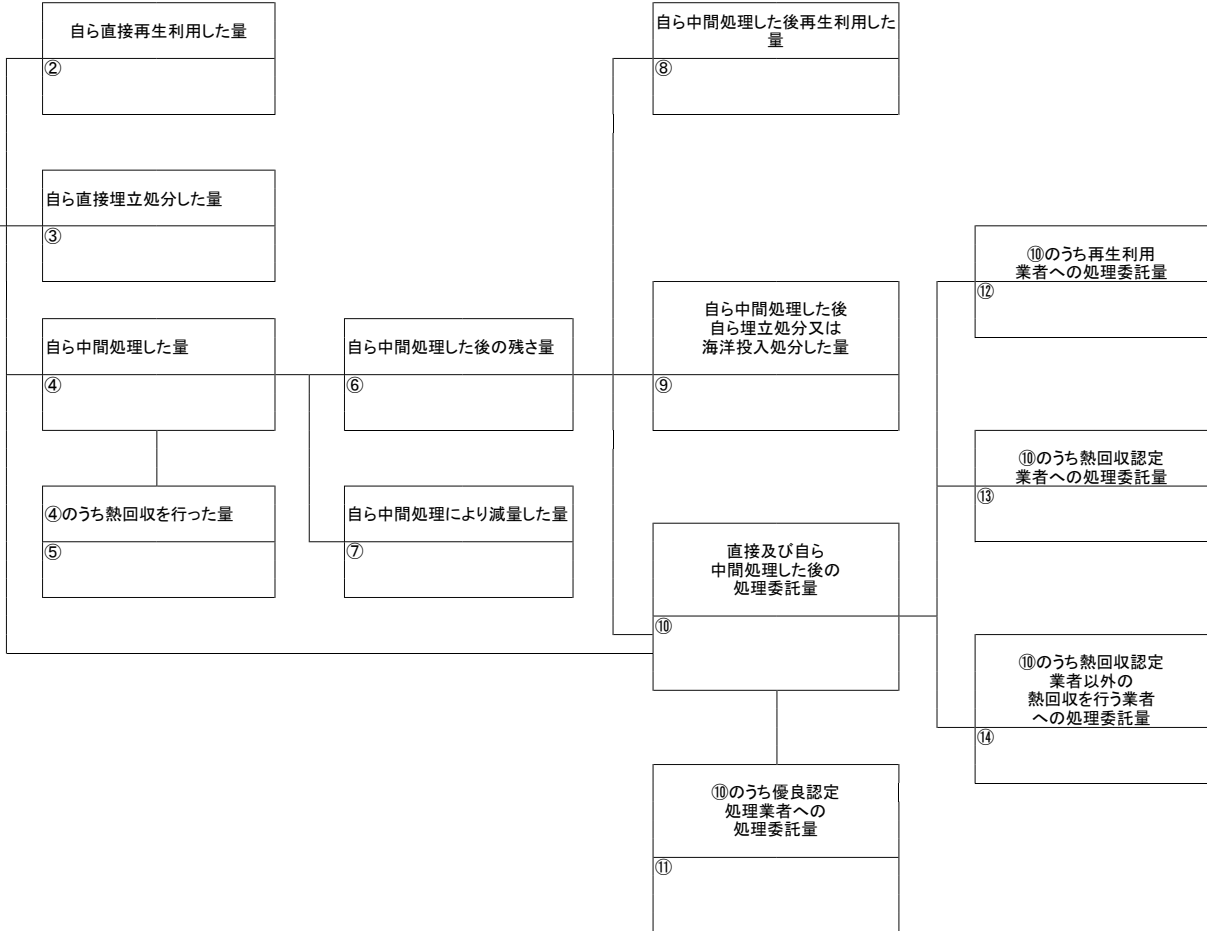
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: )

別紙7のとおり



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)  
(2022年度実績)

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油														
廃酸	75.44									75.44	75.44			
廃アルカリ														
感染性産業廃棄物														
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉱さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
合計	75.44	0	0	0	0	0	0	0	0	75.44	75.44	0	0	0

別紙7-その2

	実 績 値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収 を行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	75.44	0	0	0	0	75.44	75.44	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	75.44	0	0	0	0	75.44	75.44	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(2022年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	90	①排出量	75.44
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産特別管理産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	90	⑩全処理委託量	75.44
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	75.44
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月20日

広島県知事 殿

提出者

住所

広島県東広島市高屋町郷685-8

氏名

日鉄片倉鋼管(株) 広島工場

工場長 内田和宏

電話番号

082-434-1280

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄片倉鋼管(株) 広島工場
事業場の所在地	広島県東広島市高屋町郷685-8
計画期間	2023. 4. 1～2024. 3. 31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5, 6のとおり**

①事業の種類	冷間仕上引抜鋼管製造業（金属製品製造業）
②事業の規模	2022. 4. 1～2023. 3. 31 ￥3, 336, 809, 644
③従業員数	57人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>	
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>				
①現状	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	排 出 量	75.44	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	排 出 量	74	t	t
	(今後実施する予定の取組)  設備メンテナンスによる廃酸引取りの削減 ※ 排出量÷生産量 原単位換算した場合、以下の通り 2021年度 0.0070トン/トン (排出量) / (生産量) 2022年度 0.0056トン/トン (排出量) / (生産量) よって、原単位当たりの排出量は前年度に比べ減少			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙③廃棄物処理規定に基づきルール化され 分別状況については問題なし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  今後も、委託業者との連携を進めていきます



自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 <b>別紙5, 6のとおり</b>			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】                      別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	75.44 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	鉄分回収装置（リサイター）による、廃硫酸処分量の減量化		

②計画	<b>【目標】 別紙5, 6のとおり</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	74	t
	優良認定処理業者への処理委託量	74	t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度 (                      年度) 実績】 別紙5, 6のとおり</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(2022年度)実績量

計画：今年度(2023年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項	
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	
廃油																						
廃酸	75.44	74											75.44	74								
廃アルカリ																						
感染性産業廃棄物																						
ばいじん																						
燃え殻																						
汚泥																						
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																						
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																						
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																						
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																						
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																						
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)																						
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																						
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																						
廃油(特定有害産業廃棄物)																						
汚泥(特定有害産業廃棄物)																						
廃酸(特定有害産業廃棄物)																						
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																						
合計	75.44	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75.44	74	0	0	0	0	0	0	0

別紙6 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	冷間仕上引抜鋼管製造業 (金属製品製造業)
②事業の規模	2022. 4. 1～2023. 3. 31 ¥3, 336, 809, 644
③従業員数	57人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 設備メンテナンスにより、廃硫酸の引取りあり
②計画	(今後実施する予定の取組) 操業計画と合わせて、リサイター (鉄分回収装置) の稼働を行い廃硫酸の引取りを削減する

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙③廃棄物処理規定に基づきルール化され、分別状況については問題なし
②計画	(今後, 分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も、委託業者との連携を進めていきます

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 設備メンテナンスにより、廃硫酸の引取りあり
②計画	(今後実施する予定の取組) 操業計画と合わせてリサイター（鉄分回収装置）稼働を行い廃硫酸の引取りを削減する

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

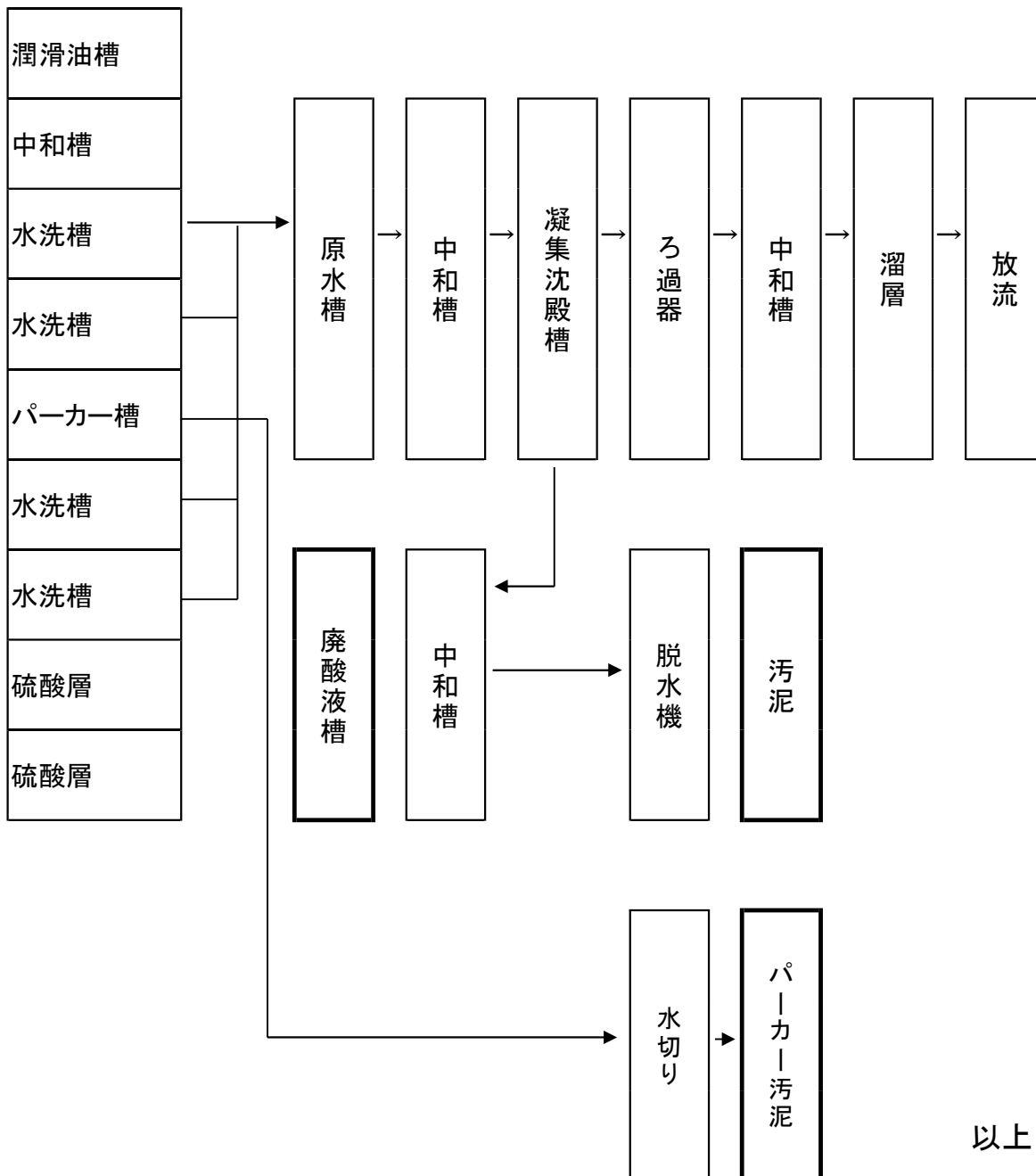
計画	(今後実施する予定の取組等)
----	----------------

【製造工程】

素管→口付→焼鈍→酸洗→抽伸→矯正→切断→検査→出荷

【廃棄物の排出過程】

上記、製造工程において 酸洗工程より排出される、  
排出過程は以下の通り。



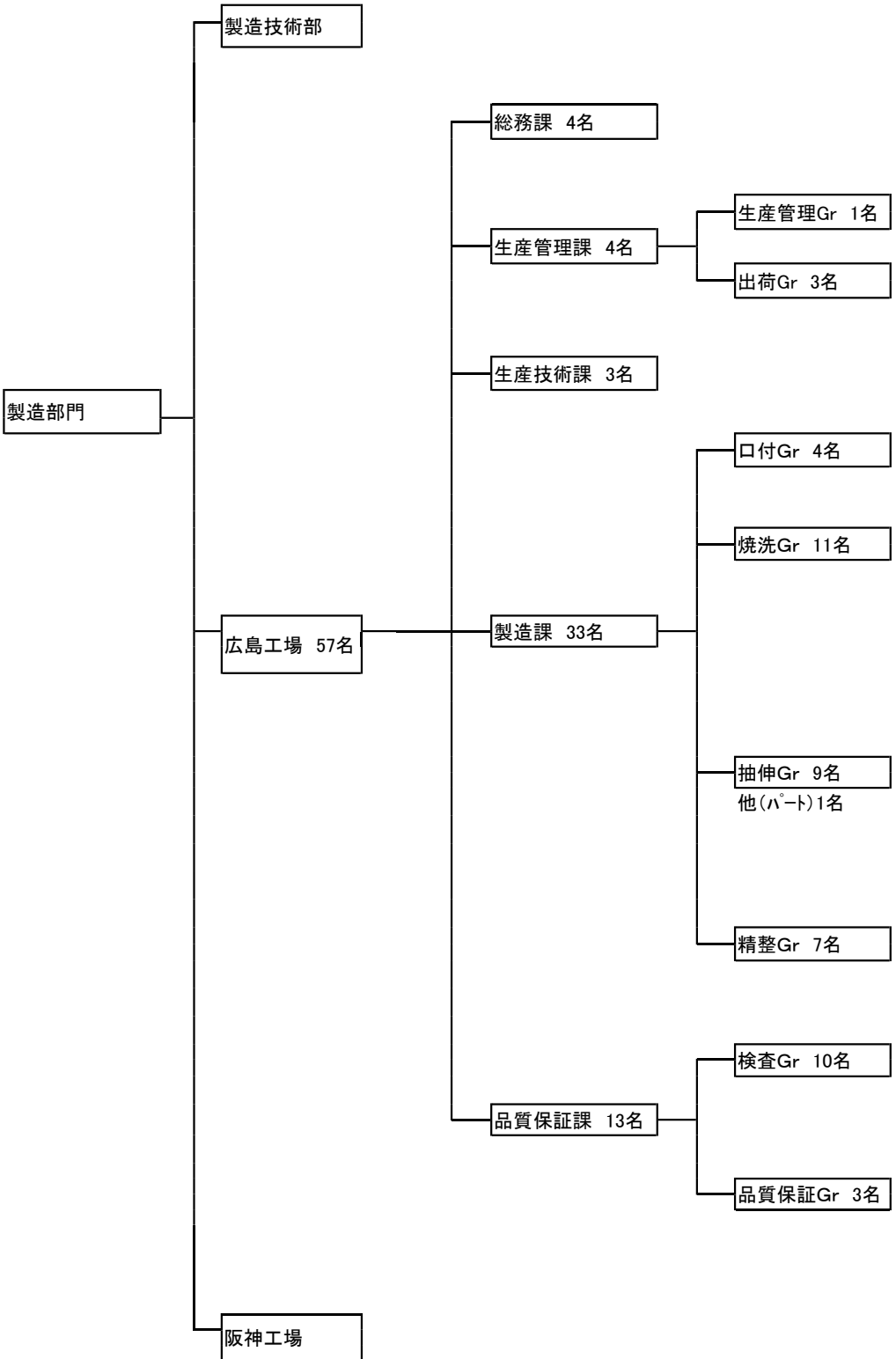
以上



営業部門

資材部門

業務部門



日鉄片倉鋼管株式会社

## 廃棄物処理規定

### 目次

	頁
1. 適用範囲 . . . . .	2
2. 廃棄物の処理方法 . . . . .	2
3. 廃棄物に関する管理 . . . . .	3
4. 産業廃棄物の保管方法 . . . . .	3
5. マニフェスト（産業廃棄物管理表）の管理 . . . . .	4
6. 特別産業廃棄物の処理計画 . . . . .	4
7. PCB 管理要領 . . . . .	4
表2 事業者向け水銀使用ランプの種類と見分け方 . . . . .	5～8
改訂管理表 . . . . .	9

制 定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改 訂	2019.04.01		頁	1/9

1. 適用範囲

この規定は当社で発生する廃棄物の処置について適用する。

2. 廃棄物の処置方法

- (1) 各部門は、その地区の行政の意向に合致した方法で処置しなければならない。
- (2) 従業員は、廃棄物をその種類に応じた容器に廃棄する。  
※産業廃棄物に一般廃棄物を混在してはならない。
- (3) 各部門長は、廃棄物容器の適正配置並びに表示等の管理全般の責任を有する。

表1. 廃棄物分類表

区分	種類
一般廃棄物可燃物	段ボール 新聞紙 書類 ウェス ナイロン袋 ペットボトル 木屑
一般廃棄物不燃物	ビン 缶（アルミ） 鉄・鋼 スチール・研磨粉 缶（スチール） 乾電池 蛍光灯 ガラス バッテリー コード ゴム ウレタン リブラ角材
産業廃棄物	廃油 汚泥（パカーラッジ含む） 廃プラスチック
水銀使用製品産業廃棄物	蛍光灯（水銀含有） ※水銀使用ランプは故意に割らないこと。
特別管理産業廃棄物	廃酸 PCB

※各部門長は表1.の種類毎に  
保管容器設置場所並びに処置  
責任者を特定し管理すること。

※表2へ事業者向け水銀使用ランプの種類と見分け方を記載する。

制 定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev5
改 訂	2019.04.01		頁	2/9

3. 特別管理産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物・産業廃棄物の保管方法

各部門長は、産業廃棄物の保管について管理全般の責任を有する。

(1) 保管場所には周囲に囲いを設け、かつ、見やすい箇所に掲示板を設ける。

- 掲示の内容
- A. 産業廃棄物の場所である旨の表示
  - B. 保管する産業廃棄物の種類
  - C. 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - D. 保管の最大積み上げ高さ
  - E. 掲示板の大きさ 縦 60 cm以上\*横 60 cm以上

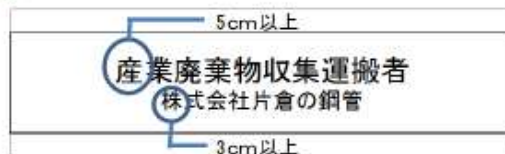
(2) 保管の場所から産業廃棄物の飛散、流出、及び地下に浸透、悪臭の防止措置を講ずる。

4. 廃棄物に関する管理

産業廃棄物の収集・運搬・処理を外部に委託する場合、事前調査を実施し、部門長の責任で採用する。各部門長は委託業者の一覧表を作成の上維持するものとし、自社にて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合は以下を順守する。詳細については別途 作業手順書による。

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出防止措置を講ずること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車、運搬容器は産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (4) 運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、運搬車に必要事項を記載した書類を常時携行させること。

表示の内容



見やすく、車両の両側面に表示する

書類の記載内容

- A. 氏名又は名称及び住所
- B. 産業廃棄物の種類・数量
- C. 産業廃棄物の積載日及び積載された事業場の名称、所在地及び連絡先
- D. 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

制定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改訂	2019.04.01		頁	3/9

5. マニフェスト(産業廃棄物管理表)の管理

- (1) 特別産業廃棄物・産業廃棄物を委託業者に引き渡す時は担当責任者がマニフェスト(A票)を交付し、業者の受領印をもらう。
- (2) マニフェスト(A票、B2票、D票、E票)は各部門の担当部署が保管する。
- (3) 毎年6月30日までに前年度の交付状況等を知事等に提出する。

6. 特別管理産業廃棄物の処理計画

- (1) 特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならない。
- (2) 毎年6月30日までに、特別管理産業廃棄物の処理計画を知事等に提出する。

7. PCB (ポリ塩化ビフェニール) 含有コンデンサー管理要領

- (1) 使用中のコンデンサーは電気品として、不使用となり保管中のコンデンサーは特別管理産業廃棄物として管理する。
- (2) 保管に関しては、飛散・漏洩防止の為、プラ船等に格納し保管する。
- (3) 廃棄処理は適切な業者を選定し、処理を委託する。  
※高濃度品は JESCO にて処理。

表.2 事業者向け水銀使用ランプの種類と見分け方

制 定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改 訂	2019.04.01		頁	4/9

日鉄片倉鋼管株式会社

事業活動に必要使用するランプの種類と見分け方

オフィス・施設施設や作業現場で使用されている蛍光灯ランプやLEDランプ等の廃棄物は可燃燃物ランプとは、次のようなものが  
あります。

1) 廃棄ランプ (高圧水銀放電ランプ、高気圧水銀放電ランプ等を表す)

名称	典型的なランプ名	ランプ写真	廃棄物による見分け方	主な用途	一般的な廃棄処理
蛍光灯ランプ (一般用等類)	直管型蛍光灯 (2脚型ランプ 高圧 SMD注 入)		ガラス管の長さ 約1.7m、7.6m等	一般照明 (例) - デパート、レストラン、スーパーなど - 店舗照明 - 一般事務室等に用いられるオフィス照明 - 駅、学校などの公共施設照明	3~5kg
	直管型蛍光灯 (2脚型ランプ 高気圧 SMD注 入)		ガラス管の長さ 約1.7m、7.6m等	一般照明 (例) - デパート、レストラン、スーパーなど - 店舗照明 - 一般事務室等に用いられるオフィス照明 - 駅、学校などの公共施設照明	5~20kg
	コンパクト 型蛍光灯ランプ		ガラス管の長さ 約17cm、17.5cm、17.8cm	一般照明 (例) - 店舗照明、ホテルなどのダウンライト - 家庭用	3~15kg
	短管型蛍光灯 ランプ		ガラス管の長さ 約18cm、27cm、36cm	一般照明 (施設・工場等用) (例) - リフト、エレベーター、客室などの 店舗照明 - デパート、レストラン、スーパーなど の店舗照明 - ホテルのエントランスや階段などの 装飾照明	3~5kg
	環型型蛍光灯 ランプ 二重管型 型蛍光灯		ガラス管の長さ 約12cm、17cm、17.5cm	一般事務照明 (例) - リフト、エレベーター、店舗、車 庫、郵便局等のサイン照明	5~15kg
	円筒型蛍光灯 ランプ 二重管型 型蛍光灯		ガラス管の長さ 約18cm、17.5cm	一般照明 (例) - オフィス、リフト、エレベーター、車 庫、店舗、郵便局等のサイン照 明	3~20kg
省電型ランプ (特殊類)	フリップ ライト型 ランプ 省電型 型蛍光灯		ガラス管の長さ 約1.7m	店舗の装飾、商品の装飾など、昼間 などの強い直射光による商品の色 ずれを防ぐ、店舗の装飾、商品の装 飾、照明-看板-装飾のガスプレイ 照明、ロビー装飾など、装飾照明など の照明に使用されるタイプの省 電型、省エネ型	3~15kg
	平直型 クリー ンルーム 用ランプ		ガラス管の長さ 約1.7m	半導体工場のクリーンルーム用	3~5kg
	リバー 型 ランプ		ガラス管の長さ 約1.7m	店舗用、看板用、アイキャッチ照明等	3~15kg
高気圧水銀 ランプ	高気圧水銀 ランプ			店舗照明、看板用、アイキャッチ照 明等、装飾照明、道路照明、トンネル 照明等	
高気圧水銀 ランプ	バックサイ ト用 高気圧水銀 ランプ (SMD注 入) 高気圧水銀 ランプ (SMD注 入)		アセットのバックライト などで使用されている高 気圧水銀ランプ(高気圧水銀 ランプ)	アセットのバックライト、高気圧水銀 ランプのバックライト等 が主で、高気圧水銀ランプ(高気圧水銀 ランプ)は主にバックライトに使用され ています。	3~15kg

制 定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改 訂	2019.04.01		頁	5/9

日鉄片倉鋼管株式会社

2) HIDランプ

名称	具体的なランプ名	ランプ写真	廃棄物による処理方法	主な用途	一般的に含有有害物質
HIDランプ (一般照明用)	高圧水銀ランプ		Hg、Pb、Hg、Cd、Pbで処理される廃物	道路、製造場、空港、駅、工場内等の照明 屋外照明、釣燈、ゴルフ場等の各種スポーツ施設照明 公園、遊園地の照明 工場、作業場等の高圧照明	10~120mg
	メタルハライドランプ		Hg、Pb、Hg、Cd、Cdで処理される廃物	工場の高圧照明 屋内高圧スポーツ照明 大学体育・大会場照明 屋外高圧照明 道路・遊園地照明 商業空間のベース照明、スポット、アクリル照明	10~100mg
	高圧ナトリウムランプ		Naで処理される廃物	道路照明 釣燈、マニキュアコート、サッカー場等の屋外スポーツ施設照明 工場、作業場等の高圧照明 道路、遊園、公園等の広域照明 トンネル照明	20~40mg
	パラステルス水銀ランプ		Naで処理される廃物	小規模な屋外照明、工場照明、公園、釣燈の照明	10~60mg
HIDランプ (特殊用)	フラスコタイプHIDランプ			道路の点滅、信号の点滅点滅、信号機点滅、町道の点滅、道路の点滅、道路の点滅、道路の点滅、道路の点滅	
HIDランプ (特殊用)	自動車のヘッドライトランプ		Li、Caで処理される廃物	自動車のヘッドライト	0.1~1.0mg
HIDランプ (特殊用)	道路照明ランプ		Pb、Li、Li、Na、Pb、Ca、Liで処理される廃物	中規模から大規模に使用、道路照明、プリント基板製造装置	0
	※シリーズが多く各製品については、説明にメーカーごとの詳しい取り扱いがあります。				
	プロジェクターランプ		Hg、Hg、Hg、Hgで処理される廃物	プロジェクターの光源として使用、映像機、会議室照明	10~100mg
	紫外線ランプ		Hg、Hg、Li、Li、Li、Liで処理される廃物	紫外線硬化・乾燥機として使用、印刷、塗料、塗料インクの硬化・乾燥機、紫外線硬化、紫外線硬化、紫外線硬化、紫外線硬化	10~1,500mg
	シールドボームメタルハライドランプ		Li、Hgで処理される廃物	屋内高圧照明として使用、スポットライト、釣燈、フェイバー機等	10~70mg
	メタルハライドランプ		Hg、Hg、Hg、Hg、Li、Liで処理される廃物	屋内高圧照明として使用、スポットライト、釣燈、フェイバー機等	4~25mg
水銀キレンランプ		Li、Li、Liで処理される廃物	紫外線硬化機や検査機に使用、紫外線硬化機、紫外線硬化機、紫外線硬化機、紫外線硬化機、紫外線硬化機、紫外線硬化機	3~1,000mg	

3) その他の低圧放電ランプ

分類	具体的なランプ名	ランプ写真	品番等による見分 け方	主な用途	一般的な水 銀使用量
低圧放電ラ ンプ	高圧ランプ		GLで始まる品番 GL	- 空気の殺菌 学校、病院、劇場など - 海産物の殺菌 飲料水、製氷水、清涼飲料水な ど - 食品の殺菌 - その他 衣料、書籍、医薬品、食品包装材 料など	5~15mg
	ネオンサイ ン			広告・看板用、インテリア照明用	
	高圧UVラ ンプ		QGL、GHL、 ULD、ULJ、L他 で始まる品番	産業用として使用。 光殺菌、光洗浄、光化学反応等	10~ 500mg
	紫外線殺 菌ランプ		LQG、GHL、H、 L他で始まる品番	殺菌用に使用。 食品加工、包装、薬液、飲料水、上下水道、 ペットボトル、サケ・マス孵化用地下水、感 染、タンク内菌殺菌など	10~ 5,000mg
	水口カソー ドランプ		Lで始まる品番	原子吸光分析用	10mg
	ペンレイラ ンプ		Lで始まる品番	分析用、検査用に使用。 原子蛍光光度計用、TOC計用、環境モニタリン グ用測定装置用、蛍光分光分析装置用、高速流 体クロマトグラフ用、紫外・可視分光光度計 用など	5mg

制 定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改 訂	2019.04.01		頁	7/9



日鉄片倉鋼管株式会社

但し、下記のようなランプには**水銀を含みません**。

ランプ名	ランプ写真	品番等による見分け方	主な用途
直管LEDランプ		LEDで始まる品番のもの、"LED"の表示があるもの、管がプラスチック製のもの	直管蛍光灯ランプの代替LEDランプ
電球形LEDランプ		LEDで始まる品番	白熱電球や電球形蛍光灯ランプの代替LEDランプ
白熱電球		L、LW、G、NL、R、KRなどで始まる品番	従来から家庭用として広く使用されています。
ハロゲン電球		枠口金のもので黒口金のもものがあります。J、JD、NR、JDR、JC、JE、JCDなどで始まる品番	デパート、スーパーなどの店舗施設やレストランなどのスポット照明
自動車前照灯用ディスチャージランプ		D3、D4、D5、D8、などで始まる品番	自動車前照灯
高圧ナトリウムランプ		NXなどで始まる品番	自動車道路・トンネル照明 露等と露等の深い道路の誘導灯
キセノンランプ		UXL、UXWなどで始まる品番	舞台・スタジオ照明 映像機器、分析機器、測定機器など
エキシマランプ			光沢塗布、光乾膜用、プラスチックの表面改質用、治療用

(注) 日本照明工業会会員の情報をもとに一括的なランプについて掲載しています。工業会会員以外からの製品や海外製品では当てはまらないものもありますので、はっきりしない場合には製造メーカーにお問い合わせください。

出典：一般社団法人 日本照明工業会ホームページ  
<https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm>

制 定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改 訂	2019.04.01		頁	8/9

## 改訂管理表

発行日	改訂番号	改訂内容及び該当箇所	承認	審査	作成
2009.09.01	0	初版発行	片倉	藤井	高見
2010.06.11	1	産業廃棄物に廃プラスチック追記、2(2)産業廃棄物と一般廃棄物の混在禁止及び5.(3)知事への報告義務を追記	片倉	藤井	辻本
2011.06.30	2	廃酸を特別産業廃棄物へ区分変更、6.(1)(2) 特別産業廃棄物の処理計画追記	片倉	藤井	高見
2013.07.01	3	産業廃棄物に関する管理に、自社運搬に係る項目を追記	藤井	采木	桑村
2018.04.01	4	【新日鐵住金による子会社化に伴う変更】 社名変更：株式会社片倉の鋼管→日鉄住金片倉鋼管株式会社	龍田	岩原	田村
2018.12.01	5	2017.10.1 廃棄物処理法の改正にともなる水銀使用製品産業廃棄物処理追加	龍田	岩原	辻本

制定	2009.09.01	廃棄物処理規定	管理番号	KR-2-03 Rev.5
改訂	2019.04.01		頁	9/9